広報 向日町

発行所
京都府乙訓郡向日町
大字向日小字南山3
電話向日町18・218・658番
編集
向日町役場総務課

十月一日から開始
―国民健康保険―

昭和三十六年四月一日から国民は一人残らず保険に加入することになりました。

全国民が保険に入りますと、どういうことになるのでしょう。病気や、けがをしてお医者さんにかゝる場合はすべて保険によって治療を受けることになり、全額自費で診療を受けるということはなくなるわけです。

現在国民健康保険を実施していない市町村では着々事業計画が進められています。

本町では来る十月一日から国民健康保険事業が開始されるよう準備しております。

向日町国民健康保険はどのような給付が受けられるのか、掛金はどうやってきめられるのか等について内容を皆さんに理解してもらうため、わかりやすくまとめてみました。

私たちは、毎日健康でくらすことができたらどんなに幸福でしょう。

私たちは、健康をもとにしてはじめて社会の役に立つことができるのです。

ところが、私達の日常のくらしには不幸なできごとが、いろいろ起ってまいります。

交通事故や重い病気のために、一家の大事な働き手を失ってその日からくらしに困ってしまうこともあります。

私たちが病気やけがをして、医者にかゝったとき、医者に払う治療費を工面するのが大変で、家計に重大な圧迫が加えられることもあります。そのうえ病気をすればその間仕事ができないので収入の道がとだえて生活に困ってしまうこともあります。

しかも、残念なことには、私達のだれ一人として「自分は一生病気やけがをしない！」といい切れる人はないでしょう。

病気によっては、なおるまでの期間が大へん長いものもあるし、症状が重くてやっかいな手当をしなければならないものもあり、また高額な薬代にたくさんのお金がいることもあります。

ところで、私たちの近所や自分の家族の中には、たとえ病気になっても、たいして治療費の苦労もしないでくらしている人たちがあります。

この人たちは会社、役所、工場学校などで働いておられる人たちです。

この人たちは社会保険に入っているので、月にわずかの保険料を払って、病気や、けがをしたときは社会保険で治療してもらえるからです。

又町や村によっては、町や村が行う国民健康保険で、わずかのお金で治療をうけている人たちもあるのです。

社会を形づくっている私たち一人一人の国民が、おたがいの病気にそなえるため、ふだんから自分の力に応じて、お金を出し合って共同の資金をつくるのです。

不幸にして、私たちが病気になったときには、その資金から治療費を払ってもらい、家計に対する圧迫をさけると共に、一人一人のお金では思うように受けられない治療を十分に受けるようにしょうということなのです。

国民健康保険 事業の経営は

1、国民健康保険は向日町が行います。

向日町国民健康保険の事業を経営する責任者（これを保険者といいます）は、向日町であります。

2、向日町が国民健康保険事業を経営するに当ってどんな仕事をするのか……

健康保険の事業を始めるには、この保険に入る人の数を調べたり、どれだけ医療費がかゝるか、払う掛金をいくらにしたらよいかなど、いろいろ調査をして、しっかりした経営の見とおしをつけなければなりません。

そして事業を始めれば、資格を調べたり、いろいろな届出をうけたり、最も大切な医療のサービスや保険給付を継続するために、町のきしたり、医者に払う報酬を計算したり、そのほか、しなければならない仕事がたくさんあります。

3、事業の費用はどうするのでしょう。

町ではこの費用を一体どうしてまかなうか、それはまず私たちが町に払う掛金をもとにするのです。掛金は、世帯ごとにいくらときめられて世帯主が払います。

町は、この掛金を集め、それをもとにして医療のサービスそのほかいろいろの仕事をするのです。

4、国は事業に責任をもっております。

全国民に医療を保障することは福祉国家の使命なのです。

わが国の憲法でも、私たちには健康で文化的なくらしをする権利があり、国は社会保障の向上と増進につとめなければならないと書いてあります。

私たちの国民健康保険という制度も、こういう考え方から生まれているのです。

だから、経営が赤字で事業をやめてしまうということは、国としても町としてもとうていできないことです。

国民健康保険の事業は国と町の責任において行っているのです。

だから町の保険事業を円滑に運ばせるためには、国は事業に必要な事務費（被保険者一人当り百十一円）と療養費の二割を国から負担金として交付されます。この他一般会計から補助金を国民健康保険特別会計に繰入してもらえます。

◇保険の運営

国民健康保険の事業は、住民の福祉のために、非常に大切な仕事ですから、町では事業をよりよくより進めるように、私達の掛金を払っている者の代表と、国民健康保険の医療をうけている医者、歯科医者等の代表と公益（学識経験者）を代表する人、十五人によって、国民健康保険の仕事を取り運ぶ上に大切なことがらを相談することになっております。

写真は、上植野事務所における、保険の説明会状況

ごあいさつ

町長 岡崎荘〆

初秋の好季節となりました。

町民の皆様、ますます御健祥の御事とお喜び申し上げます。

平素、何かと格別の御協力を賜り誠に有難く、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、国民健康保険事業を、十月一日より開始するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ふりかえってみますと、向日町は、昭和十七年府知事の認可をうけ、国民健康保険事業を組合立として発足しましたが、当時は戦時的にもいろいろとのわない点もありまして社会実情にそわず、また終戦後の急変した経済情勢はますます国保財政をおびやかしたために、事業は昭和二十二年休止のやむなきにいたり、今日におよびましたことは誠に遺憾にたえません。

国におきましても、その後社会保障制度の各種に努力いたしましていろいろな福祉行政を推進してまいりましたが、その中でも緊急を要するものとしては、医療に対する医療保障の整備にあることを痛感しまして、三十一年度から四カ年計画で国民皆保険を実現できるよう着々推進してきました。

ことに三十三年十二月従前の法の不備を是正した、新しい法律を制定し、未実施市町村は三十六年四月一日までに事業を実施しなければならないよう、義務づけたのであります。

もとより国においても、これを強調する以上国の責任を明確にして国民健康保険事業についての市町村相互間の財政的不均衡を改め国の財政負担を講じております。

すなわち、療養給付費の二割はすべての市町村に対して国で負担し、事務費についても負担され、なお新たに療養給付費の五分に相当する調整交付金を予定し、市町村の行う国民健康保険財政の調整をすることになっております。

しかし、国民皆保険はすでに世論化している段階でありますので、本町としましても本年六月各部落会長さん始め、各種団体の代表者等公益を代表する方、及び医療機関、その他町議会代表と私達も加わり、二十六名で委員会を組織して、研究検討しました結果、一二、五〇〇人の住民の内、約三分の一に相当する、四、六〇〇人の人達が健康保険制度に加入していない事実をみまして、いよいよ来る十月一日から実施することにいたしました。従ってこの九月下旬に予定しております町議会に本件に関する各議案を提出するよう、準備を進めています。

何と申しましても、国保の円滑な運営は保険者（町）・被保険者（町民）・療養担当者（医療者）の三者が一体となることで、このうち何れが一つ欠けても正常な事業の運営は至難でありますが、とくに町民各位の深い御理解と御協力がなければ到底、その目的を達成することはできないのであります。

全町民の納得による生活不安をなくするため相互扶助と共済の精神をおくみとりいただきたく切望いたしますとともに、私達もなお将来一層内容が充実するよう、皆様とともに考えてゆきたく存じますので、全町の御協力と御支援を御願い申し上げごあいさつといたします。

健康保健で受けるサービス

私たちの町で、国民健康保険の医療のサービスの利益を受ける人（この人を被保険者と呼んでおります。）はだれでしょうか。

それは町の区域の中に住所をもっている人たちです。

つまり、私たちや、私たちの家族です。一家の主人はもとより、奥さんも、おばあさんも、赤ちゃんも、同居人も女中さんも入るわけです。

この人たちは、かならず国民健康保険に入らなければいけないことになっており、勝手に入ったりぬけたりできるというものではありません。

みんな、かならず国民健康保険に入ることによって、私たちが病気やけがによって起るいろいろな不安から除かれることになるのです。

◇他の制度で医療をうけられる人は除かれます

このように、私たち住民が国民健康保険の利益を受けることになったといっても、住民全部がその利益を受けるわけではありません

それは国民健康保険以外の社会保険で医療をうけることができる人や、公の扶助をうけている人があるからです。

こういう人は国民健康保険で医療をうける必要がないので、たとえ町に住んでいても、国民健康保険の利益をうける資格を与えられていません。

結局町民全部がいづれかの社会保険に加入することになったのであります。

さて、それでは、一番大事な保険のサービスについてお話しいたしましょう。

私たちは、一体、町からどんなサービスを受けられるでしょう。

◇病気やけがの場合

町役場の被保険者証を持って、お医者さんのところへ行けば、注射、投薬、処置、手術、入院、歯科等の必要な治療が受けられます

受診の場合、その治療に要する費用を被保険者が負担することになります。

これを一部負担金といい、その人がお医者さんに窓口でその費用の一部を払う制度です。

◇世帯主三割 家族五割

本町では、一部負担金は世帯主三割、家族五割です。

結局、世帯主は窓口で三割、家族は五割をお医者さんの窓口で払って、治療を受けるのです。

◇お産や死亡の場合

お産のときは、助産費として、一件一、〇〇〇円この場合出産は被保険者資格を有する間の出産に限られます。

又妊娠四ケ月以上の出産であって、死産、流産、早産を含み、双生児の場合は二人分もらえます。

◇治療をうけられる期間

病気には、かんたんになおるものもあれば、なおるまでに何年もかゝるものもあります。かんたんになおる病気、あるいは二ケ月程度でなおる病気にくらべますと、二年も、三年もかゝる病気は大へんなお金がかゝります。

例えば、月日の長くかゝる結核などの治療を途中でやめてしまうこともできません。

法律では、一つの病気については、原則として三年間とすることになっておりますが、ただし、町が行う国民健康保険にあっては、条例で三年をこえて療養の給付を行うことができることになっておりますので、向日町では、一つの病気に対して、なおるまで医療のサービスをすることになっております。これを 転帰までといいます。

◇入院や移送の場合

病気によっては、医者の診断の結果、病院などへ入院することもあります。そのような場合は、町が、承認すれば、入院もできますが、この場合基準病室は二等です。また病気が重くてじぶんで病院にいけないときは、町が承認すれば、病院へ送ってもらうこともできます。

◇現金で治療費支給の場合

旅行先の病院で医者にかゝった場合、そのときは、治療費の全額を、一応、その病院に払ってもらい、そのとき、医者より明細領収書をもらって下さい。そして、そのあとで役場にある書面にそれをそえて申請してもらえば、役場では、その申請書を調べてお金を払い戻します。（世帯主に対し七割家族五割です）

◇被保険者証は必ず持って行きましょう

病院へ行くときは、資格を示すものを持って行かなければならないのです。

これが、被保険者証で、町から世帯主に対して渡されることになっております。この被保険者証は、家族全体が一枚になっていますが、資格のある家族の名前が全部書いてありますから、それを持って行けば、医者は、皆さんに国民健康保険の医療をしてくれることになっております。

この被保険者証は、だれでも、これを持って行けば、国民健康保険で医療をうけることができますから他人に貸したり、譲ったりしてはいけないのです。もし貸したりして悪用されると、悪用した人が、罰せられることになります。

町内での転居又は家族のだれかが資格がなくなったり、転出するような場合には、必ず十日以内に保険係へ届出なければなりません。

また他の健康保険や共済組合に加入するとか、或は町外へ転出などで世帯の全員が被保険者でなくなったときは、直ちに被保険者証を町役場に返さなければなりません。

全国一斉 国勢調査

十月一日現在で実施される国勢調査のため、近日中に皆さんのお宅へ調査員がまいりますから、御協力下さい。

▲国勢調査標語▼

○今日を知り明日につながる国勢調査
○国のばす基礎だ力だ国勢調査
○国勢調査みんなが答えてよい政治